

行政と自治会の狭間で

地方政府クリエイト 伊藤 秀昭

(下)

■要援護者支援

昨年6月に「災害対策基本法」の一部改正がなされ、市町村長に自力避難困難者（避難行動要支援者）の名簿の作成を義務付けるとともに、本人同意を前提に自主防災組織や民生委員、市町村社会福祉協議会等との名簿の共有を図り、避難支援に係る態勢づくりを推進すべきことなどが盛り込まれた。

また内閣府においても「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」が設置され、昨年4月に報告書が取りまとめられた。この検討会は、東日本大震災において要援護者に配慮した情報伝達や避難支援が十分に行われなかつたことや、自治会役員や民生委員、消防団員等の支援者にも多くの犠牲者があつたことから、今後の避難支援のあり方を検討するため設けられたもの。いづれした動きに豊橋市においても「豊橋市災害時要援護者支援事業登

録申込書兼登録台帳」に基づき「災害時要援護者支援事業の登録台帳の配布について（依頼）」文書が自主防災会宛に送られてくる。同じ趣旨のものが民生委員のもとにも送られてくる。

そこには「各町自主防災会における災害時に住民を守れるか

れましては要援護者をご承知おきいたゞくとともに、台帳の管理についてよろしくお願ひいたします」とあります。

問題なのは、要援護者の名簿作成

や、台帳管理ばかりが目的になつていいかということ。

地域における防災対策を考えるうえでは、幅広い住民の参画を含めた地域の幅広い関係者による連携・協働が何より大切となり、いざという時、要援護者をはじめ自力で避難できない人たちをどう救い出すか、救い

出せるかである。

まして「住宅福祉」が広がる中で、この問題は自治会、自主防災会に課せられた大きな喫緊の課題である。

3・11以後、自治会活動はまさにこの態勢ができるかどうかにかかるといふと言つても過言ではない。

そして、そのためには「要援護者や自力で避難できない人の避難を誰が責任を持つのか」である。

そこには「自主防災会なのか、民生委員なのか、消防団なのか、近隣協力員のか、

出し、個別具体的な避難方法を盛り込んだ計画を作るよう求められてきたが、支援する側の人手不足などから対応は遅れているとのこと。

これも中日新聞の「備える3・11特集で知ったのだが、旧北上川の河口に近い宮城県石巻市八幡町では震災発生時、重い身体障害者や全盲などの要援護者17人がいた。このうち病院などにいた2人を除く15人が八幡町に降り、13人が支援者らの助けで避難して生き延びたという。

その陰には「行政に頼っていたら命は救えない」と奮闘した町役員のまさに戦いがあつたという。障がいや持病のある人を調査し、特に支援が必要な住民一人に対し一人を支援員として登録し、災害時に支援することを決めた。その取り組みが功を奏したという。

災害弱者を救う真の防災力をつける地域は、健常者の犠牲もおのずと少なくできません。

自治会運営2年目の今年度、「機能する自主防災会」ついでに、中学生や元気なお年寄り、商店主、理容院、美容院の皆さんに加わって頂いて取り組んでいきたい。